

1 計画策定の趣旨

- (1) 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本条例により策定が義務付けられ、県の環境保全に関する最も基本となる計画。
- (2) 現行計画が令和2年度で終期を迎えるため、計画を見直し、これからの環境施策の方向性を示すため、新たな計画を策定するもの。
- (3) 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に規定する本県の環境教育等に関する行動計画を包含するもの。

2 国際情勢の変化や国の動向

- (1) 国際情勢の変化
 - ① 「2030 アジェンダ」の採択 (2015年9月)
 - ② 「パリ協定」の採択 (2015年12月)
 - ③ 「1.5°C 特別報告書」(2018年10月)
 - ④ G20「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の宣言
- (2) 国の動向 (2019年6月)
 - 第5次環境基本計画の策定 (2018年4月)
 - ・環境・経済・社会の統合的向上の具体化
 - ・「地域循環共生圏」の創造
 - ・幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化

3 現状と課題及び次期計画における新たな視点

現状と課題	新たな視点
◆ 地球温暖化を防止する ・温室効果ガス排出量は2020年度の削減目標を達成見込み ⇒ 排出ゼロを目指した更なる取組みや気候変動適応への対応が必要	◎ SDGs の考え方を活用した「持続可能な社会」の形成 ◎ 地域のニーズに対応した循環共生型社会（地域循環共生圏）の創造
◆ 資源が循環される社会を築く ・廃棄物排出量の削減目標は達成しておらず、リサイクルなどの行動に結びついていない ⇒ プラスチック資源の循環や食品ロスの削減など、企業と消費者が連携し資源循環型社会を目指す取組みが必要	
◆ ふるさとの自然を守り共生する ・野生生物による被害が発生している一方、自然との共生を基調とした長良川システムなど自然環境の活用が推進されている ⇒ 野生生物との共生や里山・森林の保全活動に加え、自然環境を活かした取組みの充実が必要	
◆ 安全で健やかな生活環境で暮らす ・災害の多発により環境と災害との結びつきについて関心が高まっている ⇒ 災害に強い県土の保全を図る取組みが必要	
◆ 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり ・県民、環境関連団体、企業とも環境問題への関心は高いが、環境配慮行動には結びついていない ⇒ 人づくりに加えて、行動変容を促す取組みが必要	

第6次岐阜県環境基本計画に反映